

## 教育委員意見交換会

日時 令和4年1月28日(金) 午前9時15分～午後0時30分

場所 高層館12階農業委員室

出席者 日渡教育長、河盛委員、宮本委員、鈴木委員、新谷委員、長田委員  
(事務局)山崎教育次長、松下教育監、橘理事

中山総務部長、長山教職員人事部長、太田学校教育部部理事、藤本教育センター所長  
高山教職員人事課参事、桑田学校指導課長、森内人権教育課長、隈元企画相談課長  
永木教育政策課長、至田教育政策課長補佐

### 案件

- ・職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- ・令和4年度堺市立学校園運営における指針について
- ・第3回総合教育会議について
- ・請願の報告について(請願第1号)
- ・堺市教育文化センター指定管理者に関する損害賠償について

その他非公開案件あり

#### 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

令和3年4月から国家公務員におけるサービスの宣誓について対面での宣誓書の手続が見直されたことをふまえ、本市教職員におけるサービスの宣誓について、宣誓書への署名及び押印を不要とする改正を行うもの。

2月7日の教育委員会会議において、教育長による臨時代理した旨を報告する予定。

#### (主な意見)

なし

#### 令和4年度堺市立学校園運営における指針について

これまでの「堺市立学校園に対する指示事項」を名称変更・改定し、より一層、自主性、自律性に富んだ学校園運営の一助とするため、各学校園が、第3期未来をつくる堺教育プラン(以下「第3期プラン」)の5年計画を見据え、成果指標を意識しながら創意工夫ある取組を推進できるよう、令和4年度の取組指針を示した。

各年度に定めていた教育重点目標及び学校指標は削除し、これまでの指示事項では、学校園が取り組むべき重点取組を示した上で、具体的な取組及び学校指標を示していたが、まず、第3期プランにおける成果指標を掲載し、次に、主な取組を示し、5年間のうちの2年次の取組の指針となる具体的な取組を示すこととした。

2月28日に令和4年度堺市立学校園運営における指針説明会を開催する予定。

### (主な意見)

- ・ 本指針の改定ポイントを簡潔に整理・強調したものを作成し、各学校園に説明するような仕掛けや、実際に各学校園が教育目標や具体的プランを作成する際に、本指針との関係性を意識できるような仕掛けなどはできないか。
- ⇒網羅的な形ではなく、特に重要な部分や変更点をしっかり理解していただけるよう工夫する。また、年度当初における学校担当指導主事による学校訪問の際にも、互いに確認できるような工夫をしたい。
- ・ 本指針の記載内容を遂行できる教職員をどう育てるのか、教職員の資質向上に注力しないといけない。
  - ・ 各学校園によって重点的に取り組む事項は変わってくると思うが、その選択・判断こそが自主性・自律性をもたせるという意味でも良いと思うので、期待したい。

## 第3回総合教育会議について

第3回会議での資料(案)を提示し、「新たな学校のあり方について～新たなステージへ～」を説明。

### (主な意見)

- ・ 「学校群」というと、市民や保護者からすると、校舎がどうなるのかという印象が強くなりがちだと思うが、「育むべき資質・能力のために行うものである」という大前提を理解いただけるような丁寧な説明が必要。
- ・ 「新たな学校のあり方」の考え方については、国の政策をふまえつつ、堺市の教育課題の解決のために必要なことを実施していくものだということをストーリーとして説明できれば、理解もしやすい。
- ・ 教育現場の実態(いじめ問題や授業の質の問題、教職員の負担の問題など)をしっかりと把握したうえで、これらを大きく変える可能性があることを示し、意見を求めるといった段階的な進め方が必要。
- ・ 様々なステークホルダーに対する訴え方や、それぞれの立場でのメリット・デメリットもしっかりと整理する必要がある。

⇒まずは、私たちがめざす大きな目的を市民に理解してもらうことが最も重要だと考えている。

## 請願の報告について(請願第1号)

請願書については、教育委員会会議規則第21項の規定により、会議において報告した上で請願の内容が特に重要なものであるときは委員会に付議しなければならないとなっている。付議しない場合は聞きおき、付議する場合は、3月会議に付議することとしたい。

教育委員会事務局として特定の教材資料等についての指示は行っていないため、請願者の内容とは一致していると考えている。ただし、北朝鮮当局による拉致問題に関しては、国の学習教材「アニメめぐみ」等を活用した指導案を示すなどして、拉致問題の理解促進に努めていきたいと考えている。

### (主な意見)

- ・ 付議しないという判断で全委員が一致。

## 堺市教育文化センター指定管理者に関する損害賠償について

新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言の発出等に伴う対応として、感染拡大防止を理由

に施設利用をキャンセルする場合、利用料金は徴収せず既納料金を全額還付する対応を行っており、その還付した利用料金は市が補填することとなっている。今回、内部での意思確認過程における誤った情報伝達が原因となり、補填対象期間を誤って伝えたという過失があったため、指定管理者が補填対象期間外の還付を行ったことが判明。損害賠償金の支出にあたっては、令和4年2月議会において損害賠償案件として議会上程し、補正予算を計上する。

**(主な意見)**

- ・ 意思確認過程における誤った情報伝達が原因ということだが、再発防止に向けてどの点をどう改善するのか、教育委員会事務局全体で情報共有しておくべき。